

V F M (Value For Money) に関するガイドライン改正案 新旧対照表

改正前	改正後
一 V F M評価の基本的な考え方 2 P F I 事業の種類とV F M評価 (1)～(2) [略] (3) なお、P F I 事業の事業費を利用者から徴収する料金及び公共部門の支出の双方によって賄う事業（いわゆる「ジョイント・ベンチャー型」）や、利用者から徴収する料金ですべて賄い、公共部門の支出が生じない事業（いわゆる「独立採算型」）についても、P F I 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかという評価を行うものとする。	一 V F M評価の基本的な考え方 2 P F I 事業の種類とV F M評価 (1)～(2) [略] (3) なお、P F I 事業の事業費を利用者から徴収する料金及び公共部門の支出の双方によって賄う事業（いわゆる「ジョイント・ベンチャー型」）や、利用者から徴収する料金ですべて賄い、公共部門の支出が生じない事業（いわゆる「独立採算型」）についても、P F I 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかという評価を行うものとする。 <u>具体的には、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン 8 V F Mの評価」所載の手法によって評価を行うことが望ましい。</u> <u>ただし、ジョイント・ベンチャー型の事業のうち、独立採算となる部分が比較的小さい場合には、サービス購入型に準じたV F M評価を行うことも想定される。</u>
3 V F M評価を行う時点等 (1)～(2) [略] (3) また、事業者選定時点においても、選定する民間事業者の事業計画についてV F Mがあることを確認すると共に、前提条件等のレビューを通じ、考え方の適切さを検証することが適当である。この場合、P S Cについては、原則として、特定事業の選定において算定したものを使用する。	3 V F M評価を行う時点等 (1)～(2) [略] (3) また、事業者選定時点においても、選定する民間事業者の事業計画についてV F Mがあることを確認すると共に、前提条件等のレビューを通じ、考え方の適切さを検証することが適当である。この場合、P S Cについては、原則として、特定事業の選定において算定したものを使用する。<u>ただし、実施方針変更、二2(1)ただし書きの場合等に際して、特定事業の選定において算定したものから変更することが想定される。</u>

(4)～(5) [略]	(4)～(5) [略]
二 P S Cの算定 2 算定方法 (1) 設計、建設、維持管理、運営の各段階ごとに、上記 1 において想定した事業形態に基づき経費を積み上げる。この場合原則として発生主義に基づくものとする。 (2)～(7) [略]	二 P S Cの算定 2 算定方法 (1) 設計、建設、維持管理、運営の各段階ごとに、上記 1 において想定した事業形態に基づき経費を積み上げる。この場合原則として発生主義に基づくものとする。<u>なお、公的財政負担の見込み額を適切に捉える観点から、当該事業の上記各段階について、最近の類似事例（従来方式）の落札価格等を基に算定することが想定される。ただし、特定事業選定時に基本設計等に基づいて予算単価を積み上げた金額等を用いる場合には、事業者選定時に上記の落札価格等を基に算定したものを用いることが求められる。</u> (2)～(7) [略]
四 V F M評価における留意事項 1 リスクの定量化 (1)～(11) [略] [新設]	四 V F M評価における留意事項 1 リスクの定量化 (1)～(11) [略] <u>(12) なお、リスクの発生する確率の把握が困難であることや、保険によってカバーできるリスクの範囲が限定的であることから、当該 P F I 事業のリスク全体の定量的な把握が困難となり、リスクの相当部分が、上記(4)で述べたように、P S Cに算入されていない場合が想定される。この時、事業契約で一定程度のリスク移転が想定され、リスク遮断のために設置される特定目的会社のリスク対応費用（当該特定目的会社の設立・運営費用、当該特定目的会社がリスク対応として積む予備費等）が適切に積算されている場合には、P S Cに算入されていないリスクの見合いとして、以下の費用を合わせて勘案して P S Cに積むことで、リスクの定量化を補完することが想定される。</u> ① <u>上記の特定目的会社のリスク対応費用</u>

	② 官民の利払い費用の差
3 現在価値への換算 (1) [略] (2) <u>割引率については、リスクフリーレートを用いることが適当である。例えば、長期国債利回りの過去の平均や長期的見通し等を用いる方法がある。なお、リスクフリーレートを用いる前提として、上記四 1 においてリスクの調整が適正に行われていることが必要である。</u> (3) <u>割引前の各年度の公的財政負担額が名目値で算定されている場合は名目割引率を、実質値（名目値からインフレ分のみを除いたものをいう。）で算定されているときは実質割引率を用いなければならない。また、P S Cの割引率とP F I事業のL C Cの割引率については同一のものをを用いなければならない。</u> [新設]	3 現在価値への換算 (1) [略] (2) <u>管理者等の資金調達である公債は、金融市場では安全資産として位置づけられることが通常であることに鑑み、割引率については、原則として、安全資産金利（リスクフリーレート）を用いることが適当である。その場合、長期国債の利回りを用いる方法があり、想定される事業期間に近い償還年限の国債の利回りや、割賦手数料の算定方法に即した利回り（長期国債利回りとの差を含む場合は、調整が必要）を用いることが妥当である。また、直近の国債利回りが最も将来の予測を反映しているといえるが、マーケットの状況等に鑑み、一定程度過去の平均を用いることが想定される。</u> (3) <u>割引前の各年度の公的財政負担額は多く名目値で算定されるところ、その場合は、名目割引率を用いることとなる。割引率として用いられる長期国債の利回りは、理論的には将来の期待物価上昇率を反映していると考えられるが、マーケットの状況等に鑑み、上記名目割引率を設定するために、国債の利回りに期待物価上昇率を勘案することも想定される。その際、期待物価上昇率として用いる指標としては、例えば、日本銀行「短観 企業の物価見通し（物価全般）」、財務省「ブレーク・イーブン・インフレ率」、総務省「2015年基準消費者物価指数全国平均」、内閣府「GDPデフレーター」などを活用しうる。また、原則として、上記四 1に掲げるリスクの調整が適正に実施されている場合には、P S Cの割引率とP F I事業のL C Cの割引率については同一のものをを用いることが適切である。</u> (4) <u>ただし、事業者への一定程度のリスク移転が想定され、上記四 1に掲げるリスクの調整の実施が発生確率の正確な把握ができない等の理</u>

	<u>由により困難である場合には、P F I 事業の L C C の割引率について、安全資産金利に事業者が負うリスクを加味することも想定される。なお、リスク移転については、官民での利払い費用の差、リスク遮断のために設置される特定目的会社の設立・運営費用（出資額を含む。）、同特定目的会社がリスク対応として用意する予備費等を勘案することが想定される。</u>
附 則 本ガイドラインは、<u>平成 30 年 10 月 23 日</u>から施行する。	附 則 本ガイドラインは、<u>令和 5 年●月●日</u>から施行する。